

那覇港管理組合行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

那覇港管理組合行政財産使用料条例施行規則（平成14年4月1日規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中、「1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに」を「0.01平方メートル未満のもの又は0.01平方メートル未満の端数は、その全面積又はその端数の面積を切り捨てるものとし」に、「1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げる」を「0.01メートル未満のもの又は0.01メートル未満の端数は、その全長又はその端数の長さを切り捨てる」に改める。

附 則（令和4年2月18日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。